

東京都の排出量取引制度に関するアンケート（平成 28 年 8 月）

本アンケートは、東京都の「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」における排出量取引制度の運用上の参考とさせていただくことを目的としています。

アンケートの集計結果は、排出量取引セミナー（平成 28 年 11 月 15 日開催予定）にて報告いたします。

回答者の個人情報や個々の回答内容が公表されることはありません。

また、アンケート調査以外の目的で利用することは一切ございませんので御安心ください。

回答いただく前に必ずお読みください。

貴社（貴団体）に複数のアンケート調査への御協力のお願いが届いた場合には、法人として一つの回答にまとめていただいても、各事業所単位で御回答いただいても結構です。

※ 国については省庁、東京都については局、区市町村については自治体ごとに回答してください。

回答者様の情報をお聞かせください。

【法人名】

【部署名】

【回答者名】

【電話番号】

【管理している指定地球温暖化対策事業所の全ての指定番号】

※ 回答いただいた内容に不明な点がある場合等について、事務局から連絡させていただくことがあります。可能な限り、回答者様の情報を記入してください。
御協力お願いいたします。

1. 削減目標の達成見通しについてお聞きします。

**Q1 第二計画期間(平成27年度～平成31年度)の削減目標の達成見通しはいかがですか？
(一つに○をつけてください。)**

1. 事業所の対策だけで達成できる。

(同一法人、グループ企業を含め、他の事業所と取引は一切行わない。第一計画期間からバンキングした超過削減量の義務充当への利用も含む。)

2. 事業所の対策と、同一法人、グループ企業の取引だけで達成できる。

3. 事業所の対策を主とするが、不足分は他者のクレジットを使う。

4. 有効な削減対策がないため、主に他者のクレジットを活用する。

5. 指定取消となり、現在、義務対象事業所を所有していない。

★これからの設問は、次に沿ってお進みください。

Q1において、回答1、2、5のいずれかを選んだ場合

⇒ **2** (3ページ)

Q1において、回答3、4を選んだ場合

⇒ **3** (5ページ)

【Q1で、回答1、2、5のいずれかを選んだ場合に御回答ください。】

2. クレジットの販売についてお聞きします。

Q2 今後、他者へクレジットを販売する意向はありますか？（一つに○をつけてください。）

1. 積極的に販売したい。
2. 要請があれば販売したい。
3. 価格次第では販売してもよい。(希望価格 円／t-CO₂)
4. 未定
5. 要請があっても販売する意向はない。※
6. その他()

※ 第一計画期間からバンキングされたクレジットは、第二計画期間の整理期間終了時(平成33年9月末日)まで使用可能です。

それ以降は指定管理口座もしくは一般管理口座から自動的に抹消されます。

Q3 販売する時期についてお聞かせください。(一つに○をつけてください。)

1. 今年度中に販売したい。
2. 来年度以降、第二計画期間中(平成29年度～平成31年度)に販売したい。
3. 第二計画期間の整理期間中(平成32年度～平成33年9月末)に販売したい。
4. 未定

Q4 販売先についてお聞かせください。(複数回答できます。)

1. 他の制度対象事業者
2. 同一法人、グループ企業
3. 仲介業者
4. 官公庁
5. 付き合いのある事業者
6. こだわりはない
7. その他()

Q5 販売しやすいと思う方法についてお聞かせください。(複数回答できます。)

1. 他の制度対象事業者に直接販売する。
2. 仲介業者に販売する。
3. 東京都の見積受付情報登録※を利用し、連絡があった事業者販売する。
4. その他()

※ 見積受付情報登録とは、一般管理口座を開設した場合に利用できる、東京都の管理する電子システム内にある掲示板のことです。クレジットを売りたい、買いたい方が、取引相手を探すために、自らの情報を自由に登録できます。

Q6 販売以外の利用方法について考えられたことはありますか？(複数回答できます。)

1. CSR等の一環として自社のPRに利用したい。
2. 公共機関等への寄付に利用したい。
3. イベント等でのオフセット事業に利用したい。
4. 全く考えたことはない。
5. その他()

⇒【4. 排出量取引についてお聞きします。】(7ページ)へお進みください。

【Q1で、回答3、4のいずれかを選んだ場合に御回答ください。】

3. クレジットの購入についてお聞きます。

第二計画期間において自らの対策だけでは義務の履行が難しく、クレジットを購入する必要がある(可能性がある)場合は、計画的に取引を実施し、平成33年9月末日までに義務充当の手続きを完了しなければなりません。組織的な検討体制を構築して取引の必要性を判断し、必要な場合は、取得のための準備を進めてください。

削減義務に利用できるクレジットは、次のようなところから購入できます。

- ・対象事業所でクレジットを保有している事業者
- ・クレジットを扱う仲介業者等

参考：http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/files/tyuukaiichiran2016.pdf

- ・再エネクレジットに変換できるグリーンエネルギー証書の発行事業者

【クレジットの調達から義務充当までの流れ】

クレジットの調達から義務充当までの流れは次のとおりです。

Step.1 取引相手を見つける。



Step.2 取引相手が「振替可能削減量振替申請書」を都に提出する。



Step.3 取引相手の一般管理口座から、自らの一般管理口座にクレジットの移転を受ける。



Step.4 「振替可能削減量振替申請書」を都に提出し、自らの一般管理口座から指定管理口座へクレジットを移転すれば、自動的に充当されます。

※ この流れのように、外部の取引相手からクレジットをそのまま調達する場合と、グリーンエネルギー証書を調達し、再エネクレジットに変換する場合があります。

Q7 第二計画期間の義務履行に向けた取引をいつ頃から開始しますか？

(一つに○をつけてください。)

1. 既に第二計画期間の義務履行のために取引を行った(既に購入実績がある)。
2. 第二計画期間最終年度の実績が確定する前に開始したい。
3. 第二計画期間最終年度の実績が確定した後に開始したい。
4. その他()

Q8 他者から購入を予定している場合、購入を希望するクレジットの種類をお聞かせください。

(一つに○をつけてください。)

1. 超過削減量
2. 都内中小クレジット
3. 再エネクレジット
4. 都外クレジット
5. 埼玉連携クレジット
6. 未定

Q9 クレジットの購入について、希望する方法をお聞かせください。

(一つに○をつけてください。)

1. 他の制度対象事業者からの直接的な購入
2. 仲介業者からの購入
3. グリーンエネルギー証書を購入し、再エネクレジットに変換
4. 東京都のクレジット販売
5. 付き合いのある事業者からの購入
6. その他()

⇒【4. 排出量取引についてお聞きします。】(7ページ)へお進みください。

【全員御回答ください。】

4. 排出量取引についてお聞きます。

Q10 取引の実施を判断する際に重要なのは、どのような情報ですか？

(複数回答できます。)

1. 景気動向や自らの事業の見通し
2. 東京都が公表する削減実績やクレジットの発行量のデータ
3. 同業の他者の取組(義務履行や排出量削減等)に関する動向
4. 仲介業者からの情報
5. 他者との情報交換によって得られる関連情報
6. その他()

Q11 取引価格を決定する際に参考とするのは、どのような情報ですか？

(複数回答できます。)

1. 他社から入手した取引価格
2. グリーンエネルギー証書など、他の制度のクレジットの価格
3. 排出削減のために省エネ設備投資に要する費用より購入費用が安く済むか、あるいは省エネ設備投資に要した費用を考慮しても売却したいと思うような売却価格であるか
4. 仲介業者から得られる価格情報
5. 東京都が公表するクレジットの査定価格※¹
6. 東京都が発表するクレジット移転申請時の申告価格の統計※²
(排出量取引&マッチングフェア(平成28年5月)にて発表)
7. 入札による東京都の再エネクレジットの落札価格※³
8. その他()

※¹ 東京都が公表するクレジットの査定価格は、東京都環境局のホームページから確認できます。

トップページ>気候変動対策>大規模事業所における対策>排出量取引>排出量取引に関する調査結果

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/trade.html

※² 平成27年10月から平成28年3月までの対象22件の取引量に応じた加重平均値

1,000t以下 1,365円/t-CO₂

1,000t超 506円/t-CO₂

※³ これまでの実績は次のとおりです。

平成24年度販売価格 10,000 円/t-CO₂(600tの取引時)、平成25年度販売価格 9,500 円/t-CO₂(800tの取引時)、平成26年度及び平成27年度は購入者なし。平成28年度は販売予定なし。

Q12 第一計画期間(平成28年9月末までの整理期間を含む)の排出量取引についてお聞かせください。

(一つに○をつけてください。)

- 1. 売却を行った
- 2. 購入を行った
- 3. 取引は行っていない

**Q13 (Q12 で「1.(売却)」と回答した方への質問)排出量取引をどのように活用されましたか？
(複数回答できます。)**

- 1. 超過削減量を売却することで、自社の省エネ対策の費用にあてた。
- 2. 超過削減量を売却して得た資金は、自社の省エネ対策以外の費用にあてた。
- 3. 排出量取引は有効に活用できなかった。

理由()

- 4. その他()

Q14 (Q12 で「2.(購入)」と回答した方への質問)取引を行った理由 (複数回答できます。)

- 1. 削減に向けて努力(投資・運用改善)したが、削減目標を達成できなかった。
- 2. 長期的なスパンで省エネ対策への投資を行うため、投資を前倒しせず、取引を優先した。
- 3. 取引価格を考慮した結果、省エネの取組よりも、取引を優先した。
- 4. 取引条件がよかったので第二計画期間分も購入した。
- 5. その他()

Q15 取引を行う際の障害は、どのようなことですか？（複数回答できます。）

1. クレジットの供給が少ない。
2. クレジットの需要が少ない。
3. 取引相手の探し方が分からない。
4. 探してはいるが、取引相手が見つからない。
5. 適正な取引価格が分からない。
6. 契約書の作成、受け渡しや決済等の実務が容易でない。
7. 社内体制の整備に時間を要する。
8. 会計処理の方法が分からない。
9. 障害はないと考えている。
10. その他()

Q16 これまでで役に立った支援策はありますか？（複数回答できます。）

1. 排出量取引セミナー
2. 排出量取引セミナー＆マッチングフェア
3. 東京都環境局HP情報（査定価格情報、排出量取引の実績等の情報）
4. 総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口における対応
5. その他()

Q17 どのような支援を望まれますか？（複数回答できます。）

1. 排出量取引に関する出張説明サービスがあれば利用したい。
2. 取引相手を探せるマッチングイベントがあれば参加したい。
3. 取引に係る手続き（取引相手の選択、価格交渉、申請手続き等）を代行する事業者がいれば利用したい。
4. その他()

Q18 仲介業者の利用状況についてお聞かせください。（複数回答できます。）

1. 仲介業者を介してクレジットを売却した。
2. 仲介業者を介してクレジットを購入した。
3. 仲介業者を介さずにクレジットを売却した。
4. 仲介業者を介さずにクレジットを購入した。

Q19（Q18 で「1.」または「2.」（仲介業者を介して売却・購入）」と回答した方への質問）仲介業者を介して取引された理由

（複数回答できます。）

1. 仲介業者以外に取引相手を探すことができないため
2. 同一法人・グループ企業間で取引を必要とする事業所がなかったため
3. 取引に関して適切なアドバイスを得ることができたため
4. 取引に関する手続きを代行するなど便宜を図ってくれたため
5. 必要な量を購入、または売却するためには仲介業者が必要であったため
6. 購入価格、または売却価格が妥当であったため
7. その他（ ）

Q20（Q18 で「1.」（仲介業者を介して売却）」と回答した方への質問）仲介業者を介して売却されたことについて（一つに○をつけてください）

1. 今後も機会があれば利用する。
理由（ ）
2. 今後は利用しない。
理由（ ）
3. どちらでもない。わからない。

Q21（Q18 で「2.」（仲介業者を介して購入）」と回答した方への質問）仲介業者を介して購入されたことについて（一つに○をつけてください）

1. 今後も機会があれば利用する。
理由（ ）
2. 今後は利用しない。
理由（ ）
3. どちらでもない。わからない。

Q22 (Q18 で「3.」または「4.」(仲介業者を介さずに売却・購入)」と回答した方への質問)仲介業者を介さずに取引された理由(複数回答できます。)

1. 同一法人・グループ企業間で取引できたため
2. 仲介手数料がかかるなど、取引条件が良くないため
3. その他()

【自由記入欄】 御意見、御要望等ございましたら、お書きください。

アンケートはこれで終了です。御協力ありがとうございました。

問合せ先：東京都環境局「東京都の排出量取引制度に関するアンケート」事務局
株式会社富士通総研 第一コンサルティング本部 公共事業部 坂野・佐々木(保)
電話 03-5401-8396 FAX 03-5401-8439
(受付時間 平日8:40～17:30)